

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症等に関する日本医師会通知3件のご案内

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の各種通知・事務連絡に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

詳細につきましては、各文書をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

※各通知より抜粋

●「医療機関等における医療用物資の緊急時の対応について」の一部改正について

→医療従事者の医療用物資の緊急配布（SOS）については、G-MIS（医療機関等情報支援システム）を通して、国が都道府県とともに実施してきたところです。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、令和5年5月8日からは、新たに新型コロナウイルス感染症患者への対応を行う医療機関も、G-MISの緊急配布（SOS）の要請ができることを示したものです。

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令等の公布について

→本通知は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者又はその保護者に対する、自治体からの同接種の勧奨及び同接種を受ける又は受けさせる努力義務の規定について、本年5月8日以降の適用を示すもので、概要は下記のとおりです。

1) 5歳以上65歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に2回受けたもの（心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者その他の「厚生労働省令」で定める者を除く）について、当該予防接種の勧奨及び当該予防接種を受ける努力義務の対象としない。

2) 1にいう厚生労働省令で定める者は、以下のとおりとする。

- ①心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者
- ②免疫の機能を低下させる疾患にかかっている者
- ③免疫の機能を抑制する治療を受けている者
- ④免疫異常に伴う神経疾患又は神経筋疾患にかかっている者
- ⑤神経疾患又は神経筋疾患を原因とする身体機能の低下が認められる者
- ⑥染色体に異常を有する者
- ⑦血液疾患にかかっている者（18歳以上であって、鉄欠乏性貧血にかかっている者を除く）
- ⑧18歳以上であって、インスリンその他の糖尿病治療薬を用いた糖尿病の治療を受けている者又は合併症を引き起こしている糖尿病の患者
- ⑨18歳以上であって、睡眠時無呼吸症候群の患者
- ⑩18歳以上であって、重い精神疾患にかかっている者
- ⑪18歳以上であって、知的障害を有する者
- ⑫18歳以上であって、BMI（次の算式により算出した値をいう）が30以上である者
BMI=体重(kg) / 身長(m)²

- ⑬18歳未満であって、代謝性疾患にかかっている者
- ⑭18歳未満であって、悪性腫瘍の患者
- ⑮18歳未満であって、膠こう原病の患者
- ⑯18歳未満であって、内分泌疾患にかかっている者
- ⑰18歳未満であって、消化器疾患にかかっている者
- ⑱①から⑰までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化するおそれ
が大きいと医師が認める者

●ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて

○現在、ファイザー社ワクチン（5～11歳用、1価：起源株）について、同社で有効期限延長に向けた安定性試験が継続して実施されていること。

・有効期限が本年の4月末（ロット番号：「FN5988」）、5月末（ロット番号：「FP0362」及び「FR4267」）並びに6月末（ロット番号：FW5101）となっている未使用のワクチンは、改めて別途連絡がなされるまでの間は有効期限を迎えても廃棄することなく、引き続き-90～-60℃の温度帯で適切に保管し、有効期限が延長された場合に再び活用できるようにすること。

・有効期限を迎えたワクチンはロット番号を確認の上、他の使用可能なワクチンと区別して、有効期限が延長されるまでは接種に使用されないようにし、有効期限内の小児用ワクチンと同様の貯法で保管すること。（再凍結はできない）

○ファイザー社ワクチン（5～11歳用、2価：起源株／オミクロン株）の内容が追加されたこと。

・別添3（事務連絡内、以下同様）にあるロットNoのバイアルについては、有効期限が12か月という前提で有効期限が印字されているため、別添3を参考に、印字されている有効期限より長い（有効期限が18か月の）ものとして、取扱うこと。

・ワクチンシールに有効期限の記載はないこと。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要
ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)